

日本馬術連盟会員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本馬術連盟（以下「連盟」という。）会員の倫理に関する規律の基本となるべき事項を定めることにより、馬術の健全な普及および振興を図り、明るく正しい社会の発展に寄与するという連盟に与えられた使命を実現することを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は定款第3条所定の連盟の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律するよう努めなければならない。

(会員の倫理綱領)

第3条 会員は日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ってはならない。

- 2 会員は相手の望まない不適切な言動により他人に不利益や不快感を与えてはならない。
- 3 会員は名誉を重んじ、常に品位を高め連盟の信頼を維持するよう努めなければならない。

(倫理委員会)

第4条 「日本馬術連盟役職員倫理規程」(平成11年10月3日制定)によって設置された倫理委員会がこの規程の実行性を確保する事務を行う。

(違反会員に対する処分)

第5条 会員が第3条の規程に違反する恐れがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実関係調査の上、会長に対しその行為を防止するために必要な意見具申を行う。

- 2 会員が第3条の規程に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は直ちに事実関係を調査する。
- 3 第1項の場合及び前項の調査の結果、規程に違反する行為があったと認められた場合、会長は倫理委員会の意見具申を受けて、是正の処置を講ずるほか、定款第9条所定の手続きを経て除名の手続きを行う等の処置を講ずるものとする。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附則 この規程は、平成14年11月7日から施行する。